鳥羽市行政常任委員会会議録

令 和 5 年 8 月 7 日

#### 〇出席委員

尾崎 委 員 長 幹 副委員長 中村浩二 山 本 欽 久 委 員 世古雅人 委 員 委 瀬 﨑 伸 一 員 委 員 南川則之 委 員 濱口正久 委 員 山本哲也 委 戸 上 健 員 委 員 木 下 順 一 委 員 坂 倉 広 子 委 員 世古安秀

議 長 河村 孝

#### 〇欠席委員(なし)

## 〇出席説明者

- 中村市長、立花副市長
- 中村企画財政課長
- ・濱口総務課長、寺田補佐、山本補佐

## 〇職務のために出席した事務局職員

議事総務係 岡村 なぎさ

○尾崎 幹委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

初めに、傍聴人に申し上げます。

当委員会において議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いいたします。なお、委員長の命令に従わないときは退出を命じることがありますので、念のため申し上げておきます。

また、当委員会室の入退室につきましては、特段の事情がない限り休憩時間中に行っていただきますよう、 ご協力のほどお願いいたします。

当委員会に付託された案件は、議案第14号、上告及び上告受理の申立てについての議案1件であります。 それでは、これより付託議案の審査に入ります。

この際、参考人の出席要請についてお諮りいたします。

本日、執行部より説明を受ける前に菅島における土地所有権をめぐる裁判に至った経緯について、菅島町内 会長の木下吉久氏を参考人として出席を求め、裁判に至った経緯についてご説明いただきたいと存じますが、 それにご異議ございませんか。

戸上委員。

- **〇戸上 健委員** 異議あります。必要ありません。
- ○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

それでは、ないようですので、出席を求めることについて採決したいと思います。

出席を求めることに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 多 数)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立多数でございます。

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、そのように手続を進め、出席していただきますので、しばらくお待ち下さい。

本日は参考人として菅島町内会長、木下吉久氏の出席を得ております。

これより審査の方法を申し上げます。

まず、参考人より菅島における土地所有権をめぐる裁判に至った経緯について述べていただき、その後、委員よりご質疑がある場合は参考人よりお答えいただくようお願いします。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て挙手の上発言し、また委員に対しては質疑を することができないことになっていますので、ご了承願います。また、説明の際には裁判に至った経緯にとど めていただくよう留意ください。

それでは、木下参考人、菅島における土地所有権をめぐる裁判に至った経緯についてご説明をお願いします。

○木下吉久参考人 菅島町内会は、昭和53年に承継登記を鳥羽市が職権で行いました。それに対して当時の菅島町内会は、それは事実誤認であるというので登記の回復というので行政また議会のほうへもずっと申入れを

今まで続けてまいりました。

そういう経緯があり、それで私が副会長当時に菅島採石場検討協議会というのがあったときにも、入会権の 問題を協議するという答申、それと跡地利用という答申を受けた経緯があります。

その後、こちらからも何度も申入れとかというのは担当の総務の管財課のほうにはしていますけれども、何 も中身の内容のある話合いというのは持たれませんでした。

それで、6年前になるんですけれども、確かな記憶はあやふやなんですけれども、5月ぐらいに一度入会権について協議してくださいということで申入書を総務課のほうへ送っています。1か月ぐらい待ってなしのつぶてでしたので、またその後に再度申入書を送った経緯があります。また、なしのつぶてでしたもんで、これはどうしたらよろしいんですかと顧問弁護士に相談したところ、内容証明で送ったという経緯があります。1か月の猶予をもって返答願いますという内容でした。その後に、何ら返答がなかったので、津地方裁判所のほうへ訴状を提出したという経緯がございます。

やっぱり何度も裁判に当たるのにも総有関係というので、こういうのは津地方裁判所で訴状を受理されるというのが100%の町内会員の賛同を得ないと受理ができないということでしたので、すごいハードルは高いんです。だけれども、それも二、三人の白票があっただけで無事町内会の意向というのは通ったことになります。これというのは、みんな菅島は嫁入り財産といって、429の67に関しては鳥羽市にあげましたけれども、それ以外はみんな全て菅島町のものですというのが菅島町民の共通した認識であるということを報告させていただきます。

- ○尾崎 幹委員長 ほかにありませんか。経緯について。
- ○木下吉久参考人 いろいろ経緯があって、昭和50年ぐらいには管財のほうでもう鳥羽市から菅島に戻そうやというような経緯があったことも事実であります。また、平成2、3年頃には鳥羽市と菅島町内会が共同に資金、費用を出し合って早稲田大学の黒木教授にその鑑定を依頼し、その報告も出ているのですけれども、鳥羽市側に何か不利な報告書であったので、その鑑定結果というのがほごされたままでありました。

その後にも、私、歴代の会長というのは、市長、鳥羽市議会議長にもこの解決をお願いするという申入れは していました。

私になってからも、ここの場で総務委員会だったと思うんですけれども、黒木報告書の実施調査に当たった 伊藤教授という方にもこの場へ来ていただいて勉強会とかもしていただいた経緯もあります。

それと、いつも議員の方には採石場のほうへ来て、採石の進捗状況、緑化というのをいつも見にきていただいているときに、私もその場で、緑化も大事ですけれども所有権に関しても議員の人らにも早く解決してほしいということを訴えたんですけれども、今はそんなことを言うておる場じゃないというのを一喝されてあまり頼りにならん議会なんかなと思ったことはあります。

以上ですけれども。

- **○尾崎 幹委員長** 経緯としてはそれ以外に申し上げたいことはございませんか。
  - 裁判に至った経緯として、今申し上げられたことが……
- ○木下吉久参考人 菅島もご多分に漏れずやっぱり人口減少、若い者の人数が減ってきています。町内会の成り 手も少なくなっているのに、やっぱりこの段階、6年前、7年前、私がもう会長になったときにこの問題とい

うのを次の世代に引き継がせなく私の代で解決しようという強い意志は持っていました。副会長のときから先 頭に立ってこの問題に当たってきたことは、みんな役員も存じ上げていると思います。

**○尾崎 幹委員長** ほかに申し上げたいことはありますか。

経緯としてはそれぐらい。

- **〇木下吉久参考人** 経緯はこれぐらいで。
- **〇尾崎 幹委員長** そしたら、この説明についてはこれで終わりたいと思います。

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

先ほども申し上げましたが、質疑につきましても裁判に至った経緯にとどめていただき、その範囲を逸脱しないよう注意ください。

ただいまの参考人の説明について質疑はございませんか。

南川委員。

**〇南川則之委員** 1点お聞きします。

今、菅島町内会長さんの話をお聞きさせていただいて、訴状を提出するきっかけというのをお聞きさせていただきました。

そのときに、鳥羽市に対して何度もいろんな申入れを出したけれども、それが話合いがされなかったということで出されたということなんですけれども、その当時、もし鳥羽市と菅島町内会がそうじゃなくていろんな協議をされて中身を詰めて協議に臨んだ場合という前提ですけれども、そういったときにはこの訴状を提出するというところまで踏み込まなかったのか、その辺をちょっと今から振り返っていただいてどうだったのかというところを、もし分かれば教えてください。

- 〇尾崎 幹委員長 木下町内会長。
- ○木下吉久参考人 やっぱり、町内会として行政側にお願い、陳情に来ることというのも多数あるもんで、そやからできたら裁判は起こしたくなかったです。さっきも述べさせていただいたように、総有の訴訟というのがかなりハードルも高いという事実もあったし、また私らも裁判費用、またそれにかかる諸経費というのもあるのでできたら話合いで、円満解決で黒木報告書に準じた解決策というのを話合いの下で認めていただけるのが僕らにとっては一番の願いでした。
- ○尾崎 幹委員長 ありがとうございました。

いかがですか、南川委員。

はい、どうぞ。

- ○南川則之委員 今の話を聞くと、そのときに話合いが十分なされていればこういった平成29年10月17日 訴状を提出するということは可能性は少なかったという話を聞いておりますけれども、やはり私は日頃も言っ ておりますけれども、やっぱり市と菅島町さんが協議をすると、一緒になっていろんな話合いの中で決定する、 していくというのが必要じゃないかなと思いますので、その辺も含めて今日は確認をさせていただきました。 私からは以上です。
- ○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

山本委員。

**〇山本哲也委員** 少しかぶるかもしれないんですけれども、町内会長、説明ありがとうございます。

町内会長の説明で至る経緯までお話しいただきましたけれども、多分この問題ってそこがスタートじゃないと思うんですよね。多分、それまでにもいろんな思いとか動きがあって、町内会長になられてからということで動かれたと思うんですけれども、それまでの動き的にもずっとそういう菅島町としての思いとかというのを行政に対して伝えてきたというところやと思うんです。

町内会とすれば、先ほども言ってもらいましたけれどもできるだけ法的措置に頼らない円満的な解決を目指してきたというところやと思うんですけれども、できればそのさっき説明してもらったスタートよりもう少し前のところも伝えてもらうといいのかなと思うんですけれども。あれば。

例えば、これまでの菅島町としての、どういうんですかね。

- **○尾崎 幹委員長** そこまで、要請と言うたらおかしいですけれども、過去から振り返ったものを全部説明して もらうという話はしてないので、今回、この訴訟に対しての。
- 〇山本哲也委員 分かりました。

じゃ、最後確認なんですけれども、あくまでも目指しておったところというのは法的措置によらないところをずっと菅島町としては目指しておったというところの解釈でいいということですね。

了解です。

- **○尾崎 幹委員長** 何か、町内会長さん、ございましたら一言どうぞ。
- ○木下吉久参考人 私らも嫁入り財産分というのは鳥羽市に合併当時に結構でしたといって、これも町民全部の 共通認識なんですよ。4割近い菅島の中の土地を本当に鳥羽市にするとなるということが、そういうことが合 併当時にあったら菅島って絶対反対していると思います。その当時の、これ裁判のときにも意見書といって出 してもらったのが、当時の町内会長さんの息子さんというのが、嫁入り財産分ですら鳥羽市にあげたといって すごい集中非難を受けたという頑然たる事実があるんですよね。そういうこともあるもんで、僕も今度これで 裁判で負けたら全部菅島の山をとられてしまった会長というので菅島にすらおれんようになるような、本当に 重大な問題なんですよ。

それを道義的に本当に菅島の4割にも及ぶ面積を鳥羽市にしていいのかなと、僕はそれが一番何か鳥羽市の 土地と市長はおっしゃっていますけれども、そういうことを本当に菅島町民の前で言えるのかというのがあり ます。

あと1点が、去年の9月1日に高裁の審理が終了しまして、11月27日という判決の指定日があったんです。それが急に延びることになりまして、高裁で判決日が次の判決日の指定もなく延びることというのはないと弁護士さんはおっしゃるんです。僕らの弁護士さん。9月から、もうこの間の7月27日の結審まで本当に11か月も原審、ほんでお互いの証拠書類というのを精査していただいた判決文というのには私は誤りがないと思っているので、私らももう6年になる歳月、労力、お金をかけてきたので、もうこの上告審というのを取りやめていただきたいというのが菅島町内会の思いであります。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

山本委員、いかがですか。

- **〇山本哲也委員** ありがとうございます。
- **○尾﨑 幹委員長** 他にございませんか。 世古委員。

**〇世古安秀委員** 町内会長、わざわざ出てきていただいていろいろな経過を話していただきましてありがとうございます。

僕も最初には、何でこれ菅島町内会が告訴をすると、同じ鳥羽市内の行政を相手どって告訴するというふうなことまで至ったのかなということで、その辺を聞きたかったんですけれども、先ほど会長のほうから、何度も市のほうへいろんな話合いとかも申し入れてもなかなか聞き入れてくれなかったということなんですけれども、訴状というかそういう文書をもって申し入れてそれ以外にもいろんな機会で会う機会があると思うんですよ。市長なり副市長なり。そのときの態度というか行政側の対応というのがどういうふうな対応やったのか、その辺は分かる範囲内でお願いします。

- 〇尾崎 幹委員長 菅島町内会長。
- **〇木下吉久参考人** 書面で内容証明で送ったというので、もうこれで返事がもらえるというのが、いついつに会って話し合いましょうというのをいただけると思っていたのが町内会側としての考えでした。

なので、これの返事がないということは、話合いにももう乗ってくれへんのかなというのが当時の認識だったと思います。

以上です。

- 〇尾﨑 幹委員長 世古委員。
- ○世古安秀委員 なかなか市のほうも弁護士のほうからも訴訟中ということでのこともあるんかと思いますけれども、それではもう一点、先ほど町内会長のほうで昭和50年の頃に鳥羽市から菅島に戻そうという動きがあったというふうなことをおっしゃられましたけれども、その辺の動きというのはどこまで町内会としては把握しておりますか、分かっている範囲でお答えください。
- ○尾﨑 幹委員長 言えますか。

菅島町内会長。

- **〇木下吉久参考人** 判決文にも載っているんですけれども、市の職員と協議してこの分をどう戻そうか、市の体面を考えて払い下げるに当たって幾ばくかの資金を頂くかとか、そういう話まで詰めていたとは聞いています。
- **○尾崎 幹委員長** その記録がうちにあればまた調べてもらったら結構だと思いますけれども。 世古委員。
- **〇世古安秀委員** これは行政側のほうに聞くことかも分かりませんけれども、そういう文書があるかどうかということで。そこだけちょっと町内会のほうでどこまで聞いているかということを確認したかったんです。分かりました。

以上です。

**○尾崎 幹委員長** よろしいですか。ありがとうございました。 他にございませんか。 濱口委員。

**〇濱口正久委員** 今回、参考人として来ていただきました、町内会長。

これ、土地総有権の問題で、今、参考人として経緯をお聞かせ願えたと思うんですけれども、先ほどの話の中で昭和29年に市町村合併したときにそのつもりはなかったと、そこのところからずれているというところでそういう解釈で主張を続けてきたというふうなところでよろしいんでしょうか。

- 〇尾﨑 幹委員長 菅島町内会長、木下氏。
- ○木下吉久参考人 菅島の中にも合併する以前にこの土地を、町内会、今でも法人格ないもんで菅島漁協とかまた農業協同組合に名義を移そうかという話も言っていて、本来そこで429の67以外のものが漁協なり農協に移っていればこの問題はなかったとは思っています。そやけれども、こうなっていって当時の先人を私は責めるつもりは全然ないです。
- **〇尾崎 幹委員長** ありがとうございました。 **濱口委員**。
- ○濱口正久委員 その後、昭和53年に承継登記されています。その時点で事実誤認だということで、そのときには訴えを起こされたとかそんな話はなかったんでしょうか。過去に何か、検討協議会を見ていると過去に裁判もあったみたいなことが言われていますけれども、その辺のところはどうなんですか。
- 〇尾﨑 幹委員長 菅島町内会長、木下氏。
- **〇木下吉久参考人** すぐに当時の市長のところへ申入書は出しています。調停というのも図ったことがあります。 そやけれども、不調で現在に至っていると。

それから、本当に先輩らもやっぱり菅島のものに戻そうという意思というのをなくしたことというのは一度 もなかったと思っています。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございました。 濱口委員。

- ○濱口正久委員 最終的に、重ねての質問になりますけれども、そこから6年ぐらい前から申入れをして、その 辺のところの話はありますけれども、内容証明のところはありましたけれども、これは入会権のところだった んでしょうか。それとも土地の所有権のところだったんでしょうか。
- 〇尾﨑 幹委員長 菅島町内会長、木下氏。
- ○木下吉久参考人 入会権といった場合に、地役権の物件で地役的入会権、僕らが主張している共有的入会権、 これはもうほとんど所有権とほぼ同じなんですよね。そこを僕らは常に共有的入会権を有すというのでずっと 申入れはしてきています。
- ○尾崎 幹委員長 ありがとうございました。 濱口委員。
- ○濱口正久委員 分かりました。

結局、最終的にはそれで双方歩み寄れず、不本意ながら裁判に至ったというところですよね。 分かりました。ありがとうございます。

○尾﨑 幹委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾﨑 幹委員長 ありがとうございます。

ないようですので、以上で参考人に対する質疑を終了いたします。

この際、木下吉久参考人に対し委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中、当委員会のためにご出席いただき、貴重なご意見を述べていただき誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼申し上げます。

当委員会としましては、いただいたご意見を委員会審査に生かしてまいりたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

それでは、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。ありがとうございます。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時40分 再開)

**〇尾崎 幹委員長** 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第14号、上告及び上告受理の申立てについて、執行部の説明を求めます。 市長。

○中村市長 委員の皆様には、本会議に引き続き行政常任委員会を開催していただき誠にありがとうございます。 今回、審議をお願いいたします案件は、議案第14号、上告及び上告受理の申立てについてでございます。 この案件につきましては、菅島町内会(原告)が、鳥羽市(被告)に対して土地総有権の確認及び所有権移 転登記手続を求めるものであり、第一審では鳥羽市の主張が認められ原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡 されました。

しかしながら、その判決を不服とした菅島町内会が、名古屋高等裁判所へ控訴しましたところ、令和5年 7月26日に菅島町内会の主張を認める判決が言い渡されたものでございます。

このように、第一審と第二審の判決が大きく異なること、また、私自身もこの件について白黒はっきりした いという思いが強く、司法の最高機関である最高裁判所の判断に委ねたいと思い、弁護士と相談の上、上告及 び上告受理の申立てを決意したものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますが、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**○尾崎 幹委員長** ありがとうございます。

総務課長。

○濱口総務課長 総務課長、濱口です。よろしくお願いします。

それでは、議案第14号、上告及び上告受理の申立てにつきましてご説明のほうさせていただきます。 先ほどの市長の説明と重なる部分もありますが、議案書のほうで説明をさせていただきますので、議案書の ほうをお願いします。

まず、議案書の最後のページのほうをご覧ください。提案理由でございます。

重複するんですが読ませていただきますと、名古屋高等裁判所令和3年(ネ)第480号土地総有権確認等 請求控訴事件について令和5年7月26日に言い渡された判決に対して不服があるので、上告及び上告受理の 申立てを行うものでございます。

それでは、最初のページのほうに戻ってください。

まず、1つ目として、相手方住所氏名としましては、被上告人兼相手方は、一審原告の菅島町内会でございます。

次、2番目の項目、事件名は、先ほどの提案理由のところで申し上げました事件の上告及び上告受理の申立 事件でございます。

3項目、申立先は、最高裁判所でございます。

4項目、事件の内容につきましては記載のとおりですが、簡潔に申し上げますと、菅島町内会が鳥羽市に対して菅島採石場一帯における土地総有権の確認及び所有権移転登記の手続を求めていたものでございます。

5つ目、次のページです。

二審判決の内容につきましては、原文をそのまま議案書のほうに載せさせていただいております。

そして、その判決に対する上告の趣旨といたしまして、事項6になります。

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求めるとしたものでございます。

なお、別表につきましては、本案件で総有権を主張する物件の目録というふうになってございます。

それでは、令和3年4月の全員協議会のほうで説明をさせていただいた資料に基づきまして、ちょっと説明 のほうをさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、令和3年4月の全員協議会での資料によりまして、これまでの裁判の流れ、経過のほうを説明させていただきますと、原告、菅島町内会の主張のほうがまずございます。1つ目です。

菅島町内会は地下を継承する団体であるが、町村合併に伴い嫁入財産429番67のみ行政菅島村から鳥羽市に引継ぎしたはずが、登記簿上の名義が菅島村であったことを起因して、昭和53年8月30日に鳥羽市名義へと所有権移転登記が行われたこと。このことを不服としまして、鳥羽市に対し、訴え、請求があったものでございます。

まず、1つ目は、係争地が原告構成員全員の総有財産であることを確認することというのが1つ目です。

2つ目以降は選択部分になっておりまして、真正な登記名義人の回復をすることとなっております。

そして、次に説明する時点から20年間の所有の意思を持って占有したことを理由に時効取得による所有権 移転登記をすることということで、ポイントとなる点が4点ほど示されております。

まず1つ目が、大正2年8月9日の国からの払下げの時点が1つ。

2つ目として、昭和29年11月29日の町村合併に伴う事務引継の時点が1つ。

3点目として、昭和29年10月10日の菅島村協議会に移譲した時点、これが3つ目です。

4つ目として、平成2年10月3日の名義移転の申入れの時点ということで、今説明させていただきました 4つの時点での時効取得が主張されたものでございます。

これに対しまして、2点目になります、鳥羽市の主張ということで4点ほど挙げてあります。

まず1点目として、菅島村ほか1町6村は、財産区を設けることはなく、合併前の町村の全財産及び負債を 新市である鳥羽市に帰属させることをそれぞれの町村議会で議決しており、鳥羽市施行と同時に合併前の町村 の全財産は鳥羽市に帰属した。 2つ目が、原告は、登記簿上の地番と公図で係争地が特定できると主張しているが、原告が占有を主張する 範囲を超えて地番が存在したり、個人所有地が範囲内に存在しているなど、請求の趣旨が特定されていないこ とから、訴えを棄却すべきである。

3つ目が、仮に物件目録上の地番特定で請求の趣旨が特定されるとしても、当該地番と原告の主張する占有 範囲との差に大きく不一致があり、原告の占有の主張は範囲の点で立証できておらず、請求棄却すべきである。 最後に4つ目です。原告の占有は自主占有ではなく、あくまで土地所有の同意の下、係争地の一部または全 部を使用しているに過ぎない。仮に原告の占有を認めるとしても、それは地役的入会権に基づく他主占有に過 ぎず、自主占有まで立証できておらず、請求棄却すべきである。

この4点でこのような互いの主張の下、裁判のほうが進められたものでございます。

そして、別途の資料、もう一つ、資料1のほうをお願いしたいと思います。

その上段に当たります、読ませてもらいますと、地方裁判所における一審判決は請求棄却の判決でありました。そして、この判決を不服とした菅島町内会が令和3年5月2日に控訴し、その結果が、令和5年7月26日判決の言渡しがあり、名古屋高等裁判所は、菅島町内会が控訴審で追加的に請求していた共有の性質を有する入会権の確認及び所有権移転登記手続を認容する判決を言い渡したものでございます。

その下になります。参考事項として中段あたりからあります。

事項1では、裁判の経過ということで、一審、二審の経過のほうを並べて記入させていただいております。 事項の2です。裏面になります。

判決の概要ということで、一審での判決内容、今回の判決内容を記載しております。

事項3は、上告までのスケジュールが記載してございます。

そして、もう一つのほうの資料、資料2のほうを次にご覧ください。

この資料につきましては、私どもの顧問弁護士から頂きました今回の菅島町内会との訴訟、控訴判決についての簡単な内容について、判決直後に頂きました資料を添付させていただいております。

まず、1つ目の項目1でございますが、判決主文といたしましては、先ほど議案のほうで説明をさせていた だきました二審判決の内容と同じでございます。

項目2、控訴審判決の理由の概要につきましては、1番から6番までの内容が示されております。

次に、項目3になります。今後の進行といたしましては、上告に係る期限などについての進め方を記載した ものとなっております。

以上が資料の説明でございます。

そして、今回の顧問弁護士との協議におきまして上告をすることになったポイントといたしましては、土地の特定がされていないのに土地の時効取得が認められたことや、昭和29年10月10日の時効取得について山林譲渡合意が議決を欠いて無効であっても民法185条にいう新権原に当たり自主占有に転換し時効取得と認めた部分といった部分が納得のできない部分ということで聞かせていただいております。

やはりそれ以上に、一審で勝訴した内容が裁判官が変わって二審では全く逆の判決結果となったこと、これ 自体も法的な解釈が分かれる内容となっていますことから、どちらの判決が正しいのかを見極める必要がある ということで考えております。 これらの状況を踏まえまして、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てをいたしたく、地方自治法第96条 第1項第12号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

議案の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

執行部の説明は、終わりました。

議案第14号についてご質疑はございませんか。しっかり聞いてください。ご質疑はございませんか。 南川委員。

**〇南川則之委員** 何点か聞かせていただきます。

まず、先ほどから総務課長のほうから経過等含めて頂いた資料で説明を伺いました。

その中で、今日頂いた資料もあって、少し私も昨日まで不明な点があったというところで、その辺をもう少 し詳しく説明を聞きたいということでお願いします。

まず1点目は、津地方裁判所における一審の裁判経過についてということで、それについては以前から議会でも報告を受けましたけれども、ペーパーでも頂いておるんですけれども、二審の裁判の経過についてもう少し詳しく説明をしていただきたいのと、それと今回この議案の第14号にも書かれておる二審判決の内容ということで、先ほどから4項目の主文の明記がされておるということで、それに対する弁護士の概要というのもつけてもらっておるんですけれども、もう少しその辺も含めて主文の内容を細かく分かりやすくまず説明をお願いします。

〇尾崎 幹委員長 大丈夫ですか、執行部。

総務課長。

- **○濱口総務課長** 二審の細かい内容というと、この場で私どもが説明できる内容ではございませんので、その辺はちょっとご了承願いたいというのと、顧問弁護士さんの意見というのが今後のあれにつながりますので、そういうことは言えませんということでお答えさせていただきます。
- **〇尾崎 幹委員長** 南川委員、どうですか。
- ○南川則之委員 1点目の経過については言えると思いますので、その辺はもう少し詳しく、文章を頂いておりますので説明をお願いします。
- **○尾崎 幹委員長** 総務課長、いけますか。

補佐。

**〇寺田補佐** 南川委員、すみません、二審の経過ということでよろしいでしょうか。

お手元の資料の①をご覧ください。

こちらの参考事項の1、裁判の経過の二審の部分になります。

二審の控訴審につきましては、令和3年5月2日に菅島町内会、それから原告の補助参加人でありました鶴田石材株式会社が併せて控訴したものであります。

第1回目の口頭弁論は、令和3年9月8日に名古屋高等裁判所で開かれました。その後、口頭弁論を全部で 6回開きまして、令和4年9月1日に弁論終結ということで第6回の口頭弁論を終結しております。

この場では、令和4年11月29日に判決言渡しということで期日が指定されておりましたが、期日の間際

になりまして裁判所から判決の日を延期したいということが連絡がありまして、その後、令和5年7月26日 に判決の言渡しがされたものであります。

以上です。

- 〇尾崎 幹委員長 南川委員。
- **〇南川則之委員** 経過についてよく分かりました。

それと、先ほど総務課長が主文の判決内容については今後の裁判に関わることがあるということで内容について説明がなかったんですけれども、1点だけ教えていただきたいのは、続けて、この一審の判決のときにこの主文の中の二審の判決の内容ということでこの議案書に書かれております5番の(3)のところに訴訟費用等については、被控訴人の負担とするということで決定されております。

一審のときには裁判費用についてどれぐらいかかるんやということも、以前、全協の中で確認をさせていた だいて、当時聞いた中では465万円ほどかかったというような話を聞いております。

この二審に関してこの訴訟費用の面で幾らぐらいかかったのかというところと、二審の全体的な訴訟費用を 含めての弁護士費用はどれだけかかったのかというところを説明お願いします。

それと同時に、今回上告及び上告受理の申立てをするということですので、その辺で今後さらにどれほどの 弁護士費用がかかる予定なのか、可能性があるのかというところも含めて説明をお願いします。

○尾崎 幹委員長 執行部、どうですか。

補佐、お願いします。

○寺田補佐 二審の控訴審に要した費用ですけれども、おおよそなんですけれども100万円少し超えるぐらいの金額になっております。

上告審についても同じぐらいの費用がかかるものというふうに現在見込んでおります。 以上です。

- 〇尾崎 幹委員長 南川委員。
- **〇南川則之委員** ありがとうございます。

一審のときはかなりかかって、さらに二審に要した費用が100万円ぐらいかかっておると、それから上告 及び上告受理の申立てをする場合にあってもそれぐらいかかるんだろうということです。

続けていいですか。

- ○尾﨑 幹委員長 どうぞ。
- **○南川則之委員** それと同時に、この説明の中で上告及び上告受理の申立て後についても書かれておるんですけれども、今後の全体的な上告及び上告受理の申立てという訴訟の手続の流れというのを説明お願いします。
- 〇尾崎 幹委員長 大丈夫か、総務課長。

総務課長。

- **○濱口総務課長** 聞いておるところの範囲でお答えさせていただきますと、上告すれば大体半年ぐらいで何らか の動きがまずあるだろうということで聞いています。その後はどのぐらいかかるかというのは、もう最高裁の ほうの判断ということで、明確な日はその時点ではわからない状況です。
- 〇尾﨑 幹委員長 南川委員。

**○南川則之委員** 半年ぐらいそういう何らかの指示があるということでしたので、その後はどうなるか分からないという話です。

それと、せっかく市長出てきていただいておりますので、市長にも少しお聞きをしたいんですけれども、先ほど冒頭市長が、今後、一審と二審の判決の相違というか上告して白黒つけたいという話がありました。

この上告及び上告受理の申立てという両方の二本立てで今後は申請をするということなんですけれども、先ほど総務課長も少し説明があったんですけれども、上告するあるいは上告受理の申立てという理由について、もう少し市長の思いというんですか、があればお聞きしたいんですけれども。

○尾崎 幹委員長 市長、ありますか。

市長。

**〇中村市長** 係争中の内容につきましては、先ほど総務課長言いましたように私の思い等は裁判に影響するかと 思いますので、答えは控えさせていただきます。

まず、この上告する一番の理由は、やはり先ほどの参考人の町内会長も言われましたように、もう裁判ですっきりさせたいということが一番になります。私は、市の利益は何かということを考えますと、これまでどおり主張していた土地の所有が認められるのが市の利益、市民の利益だと思っています。ですので、それに向かって対処するのが私の役割だと思っております。

今回の上告に至っては、勝算がないわけではないということで、先ほどのどこに論点を置くか次第でどちらに転ぶか分からないわけですので、0.1%でも可能性があるのであれば私は市民の利益のためにそれにかけたいというふうに思っております。

そもそも、訴えられてそれに応えたということは、最後やるところまでやって結論をすっきりさせたいです ので、途中でやめるということはあり得ない決断だと思っております。

以上でございます。

- 〇尾崎 幹委員長 南川委員。
- **〇南川則之委員** 市長、ありがとうございます。

細かいところは裁判に関わるということですので聞けないということなんですけれども、もう一点、市長にお聞きしたいんですけれども、この上告審をしても和解するケースというのもいろんな判例の中であるということなんですけれども、市長は今後菅島町と和解するという選択肢を持っているのか、持っていないのかどうなんだというところを、どうですか。

- 〇尾﨑 幹委員長 市長。
- 〇中村市長 想定の話は答えられません。
  以上です。
- **〇南川則之委員** ありがとうございます。 以上です。
- ○尾﨑 幹委員長 他にございませんか。

しっかり聞いてくださいよ。特に1期、2期はこの内容は把握されてないと思いますので、聞いていただいて。

他にございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 総務課長に1点お聞きします。

一審は棄却、二審は町内会の主張を認めました。

もし、二審をそのまま認めて市が上告しないと、議会がそれを、今回の議案を否決するという事態になれば、 所有権は町内会に移るということで、これまで採石の許可権限というのは県のほうから市長が同意書というの を必要でした。それも必要なくなるという理解でよろしいですね。

- 〇尾崎 幹委員長 総務課長。
- ○濱口総務課長 同意については採石法上の同意ですので、それは引き続きあると考えています。
- **〇尾﨑 幹委員長** 戸上委員、どうですか。

寺田補佐、あるか。

補佐。

**〇寺田補佐** すみません、少し補足させていただきます。

これまで鳥羽市と契約してきた場所については問題ないかと思うんですけれども、それ以外が町内会さんと 鶴田さんがやってきた部分については鳥羽市の同意が必要なくなります。

ただ、市長としては、採石法に基づく市長の意見を述べることはできるんですけれども、土地所有権として の部分はできなくなると思っています。

- 〇尾﨑 幹委員長 戸上委員。
- **O戸上 健委員** 結構です。そういうことです。
- ○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

世古委員。

- **〇世古安秀委員** ちょっと確認しますけれども、今回上告するということですけれども、私は高等裁判所の判決 というのはやっぱり重いと思うんですけれども、それを翻すだけの材料を市のほうは持ち合わせているという ふうに考えてよろしいんですか、どうなんでしょうか。
- 〇尾崎 幹委員長 言えるか。

市長。

〇中村市長 可能性はあると思って上告します。

反問してもよろしいんですか。

**○尾崎 幹委員長** 個人的な意見を聞く場ではないもんで、ちょっとそこは控えていただきたい。まだ、本当に 上告するかしないかというのはここで決まるわけですから、個人的な意見を聞くような場ではないと、そう認 識してください。

どうですか、世古委員、いいですか。

**〇世古安秀委員** それは分かりました。承知しました。

あともう一点は、先ほど木下菅島町内会長のいろいろな話を聞いて、南川委員と重なる部分もあるかもわかりませんけれども、何度か市に、当局に対していろいろな話合いの場を持とうというふうなことを申し入れて

きたけれどもなかなか受け付けてくれなかったというふうな経緯が先ほど報告、話されましたけれども、それに対してはどうなんでしょうか。市側としてはそれに対しての対応を……

**○尾崎 幹委員長** いや、もうそれは議案で上がっとるもんで、それは議案の前の議論に過ぎないもんで。 世古委員、ちょっと明確に今の話は感情論になっていくといけないので。今現在、議案として提案されていますので、それに対してご質疑ください。

どうですか。

〇世古安秀委員 分かりました。

もう先ほどの町内会長の思いもあるんで、この辺ちょっと聞きたかったわけなんですけれども、この場では ちょっと控えさせていただきます。

○尾﨑 幹委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

濱口委員。

- **○濱口正久委員** すみません、この際ですのでちょっと確認だけさせてほしいです、幾つか。 そもそも、この裁判の争点となっている土地総有権、これはいかなるものなんでしょうか。
- 〇尾﨑 幹委員長 補佐。
- ○寺田補佐 総有権という言葉の意味ということでよろしいですか。ちょっと辞書的な説明になりますけれども、 読ませていただきます。

ある財産が団体の所有になっており、その財産が団体によって強く拘束されている状態であることを総有と言います。平たく言いますと、共有という言葉がありますけれども、共有の場合ですと持分というのがあったりするんですけれども、総有の場合は、共有という持分がなくて、団体に所属しているから権利を享受できるといいますか、自分の持分だけもってその財産を処分できたりとかという、そういうものではない、広い意味では共有なんですけれども、狭い意味では共有の中の総有という一つの権利の形態ということになっております。

- 〇尾崎 幹委員長 濱口委員。
- ○濱口正久委員 ありがとうございます。

非常に一般的に曖昧なところの中の全体の中で権利を所有していると、その主張が菅島さんがあって、この資料1にあります、ドライブに入っています令和3年4月23日の部分での事件の中の鳥羽市の主張の中に4番目のところが書いてあるんですけれども、自主占有ではなくと書いてありますけれども、これも裁判に影響してくるんやったらちょっとあれですけれども、もう少し分かりやすく説明できるんやったら説明していただけますでしょうか。

〇尾﨑 幹委員長 執行部、できますか。

補佐。

**〇寺田補佐** 言葉の意味だけちょっと説明させていただきます。

今回の裁判で時効取得の主張がありました。その時効取得が認められるための一つの要件としては、所有の 意思をもってそこを占有しているということが必要なんですけれども、自分のものだと思って所有していると いうのが自主占有という言葉です。そうでない、例えばアパートを借りて占有しているような場合は他主占有と言うんですけれども、今回自主占有になっているかどうかというのがいろんなイベントが歴史の中であるんですけれども、それが自主占有になっているのかどうなのかということが裁判の争点になってきておりまして、前回の資料の4番のところでは、それが鳥羽市としては他主占有だけれども、相手側は自主占有だということを争ってやってきたというところであります。

○尾﨑 幹委員長 ありがとうございます。

濱口委員。

**○濱口正久委員** すみません、裁判にかかることだと思うんです。一番の争点のところで、ここのところが多分 双方ずれがあって、貸している、貸してないとかいろいろ占有とかとあったと思うんです。

それともう一つ聞いてもよろしいですか。

土地の中のこのドライブに入っている争点となっている係争地の位置、推定のところが原告側とずれが生じて、ここは国調も入ってない場所やと思うんですけれども、はっきりしていない場所をどういうふうに分けるんかということがあると思うんですけれども、この辺のところというのはもう明らかに食い違っているということでやっているわけですか。確認ですけれども、それでよろしいですか。

- **○尾﨑 幹委員長** 補佐、詳しくね。
- **〇寺田補佐** 公図上を見ても筆界がはっきりしてない部分もたくさんあります。

今回、占有を相手方側は主張していますので、まずどの部分を占有しているのかということを明らかにしていただきたいということで裁判の中ではやってきたわけなんですけれども、それがこちらでどの場所かといって特定した場所と、相手方の言っている場所との食い違いというのがありますので、それは裁判所にもこれまでも訴え続けてきました。

ただ、今回の高裁の判決の中では、大きな食い違いはないだろうというような前提で、あまりそこを重要視して判決が書かれていないというのが実態です。

- 〇尾﨑 幹委員長 濱口委員。
- **○濱口正久委員** このまま上告しないと、そこのところが曖昧なままでいくということで間違いないんでしょうか。

このまま上告しないと、そこのところの土地の所有のところが曖昧なままでいってしまうおそれがあるということでしょうか。その辺、ちょっと確認です。

- 〇尾﨑 幹委員長 補佐。
- **〇寺田補佐** はい、そういうことになると思います。
- 〇尾﨑 幹委員長 濱口委員。
- **〇濱口正久委員** 最後に市長にお聞きしたいんですけれども、市長が今回そこら辺のところをはっきりさせたいというふうな思いがあって、一審と二審で大きく食い違ったところがあって双方主張が歩み寄れないところがあると思うんです。

これ、今までもそういうところで裁判やっているときに、今後のことに関しては当然上告するつもりでおられるのでそこのところはないと思うんですけれども、そういうような歩み寄る可能性とかというのは今まで過

去にはなかった、双方食い違いがあったというところで歩み寄りがなかったというふうに、どうでしょうか。 **〇尾崎 幹委員長** 濱口委員、申し上げます。

それを言い出すと、先ほどの世古さんのと同じになってくる、そこはやっぱり言えない部分かなと。公平でいくとなれば、これはもう上告する側が上告内容を受けるか受けないか、裁判所ですから。それに関してやっぱり感情的な部分を出されるとお互いどうなのかというのは僕らが足引っ張ることになるといかんから。

他にございませんか。

濱口委員。

**○濱口正久委員** 今後のことを話聞くわけではなかったんですけれども、そういうことがあって、多分今回の結 審があって上告がされるということは、当然そこのところは意思はもうなくて、はっきりさせたいということ やと思うんです。

その辺は何度かおっしゃっているので、それはそれで確認でよろしいですね、そこのところは。市長の意思 は固いということですね。それで当然上告しておるんで。

- **○尾崎 幹委員長** 市長の意思をもう一度はっきり言ったってください。 市長。
- **〇中村市長** 上告の意思ということでよろしいんですか。
- 〇尾崎 幹委員長 はい。
- **〇中村市長** 当然さっきも述べましたとおりでございまして、可能性がある限り最後までやってお互いすっきり したいなと思っておるところでございます。
- **〇尾﨑 幹委員長** 濱口委員、いいですか、それで。

他にございませんか。

山本委員。

〇山本哲也委員 ちょっと確認になるかもしれませんけれども、今回この議案が上がっておるということで、論点というか議案の何を基に判断すべきかというところやとは思うんですけれども、今まで、今回参考人にも来ていただいていろいろ経緯とか確認しましたけれども、あくまでも我々がどっちのもんやと判断するものじゃないと思いますし、その判断を最高裁のほうに委ねて最高裁の話を聞こうやないかという、それに対するイエスかノーかというところの判断でよろしいんですか。

我々の判断すべきところはどこなんやというところを、ちょっと課題を整理せんと、感情的には、多分ですけれどもいろいろ皆さんいろんな方から声を聞いておったりもするでしょうし、例えば最高裁に行くべきやというところの行くべきのところのハートの中のスタンスも鳥羽市のものやろと思いながらいくべきの人もおるでしょうし、いやいや最高裁や高裁が言うておるべきなんやで、これはこのままいくものやろうと思いながらイエスという人も多分おって、すごく判断が難しくなっておるから、そこの判断もまずどういうところのベースをもって、何を問うておる議案なのかというのは課題整理せなあかんと思うんですけれども、さっき言ったように、あくまでもその判断を最高裁に委ねるかどうかというところのイエス・オア・ノーという判断でよろしいんでしょうか。

# 〇尾﨑 幹委員長 市長。

- 〇山本哲也委員 いや、総務課長のところで。
- 〇尾崎 幹委員長 総務課長。
- **〇濱口総務課長** 委員おっしゃるとおりで、もう私ら素人、法的な部分ですのでそれを委ねるしかないかなと思っていますので、そこで判断してほしいという意味で今回議案を上げています。
- **〇尾崎 幹委員長** 山本委員、大丈夫ですか。
- ○山本哲也委員 その辺の多分認識というか、この議案が何を諮ってきている議案なのかというところは各議員 頭を整理しながら臨まんと、感情とかいろんな思いも、いろんな声も受けているでしょうしあると思うんです。 我々としてもどちらかの意見を出さなあかんというところで、賛成に回ったからあっち側やとか反対に回っ たからこっち側やとかという話でもないのかなと思うんで、その辺だけしっかりと理解していただかなあかん のかなと思いますんで、そういう質問させていただきました。

ありがとうございます。

**○尾崎 幹委員長** ありがとうございます。

ただ、本当に、今、山本委員が言われたように、把握もされてない中で何人かは今の参考人のお話と、今日、 今、皆さんに言われたお話、これで判断せないかんというのが今の現状なんです。だから、参考人も二方の平 等性をもって今回承認して話を聞いたわけです。

一気に言われて分かっておる議員がどれだけおるかというのも本当に難しいところで、だけれども、議会と しては議案として上がってくる限り判断せないかんと、そういうことの中で前へ進んでおりますので。

他にございませんか。しっかり聞いてくださいよ。

瀬﨑委員。

- ○瀬崎伸一委員 議案書2ページに書かれている上告の趣旨、上告受理申立ての趣旨、恐らく取れる手段が2つあって、いわゆる上告提起というやつと上告受理申立て、要は両方とれるしどっちかでもとれるというような手続上の問題かなと思うんですけれども、それぞれちょっとずつ性格が違うと思うんですけれども、ちょっとこの趣旨と書いてあるだけの文だとよく分からないんですけれども、内容に関わると言われればそうかなとも思うので答えにくいのかとも思うんですけれども、ちょっとその辺詳しく、どういう理由で上告を提起するのか、どういう理由で上告受理申立てを提起するのかというようなことがもし答えられるのであればちょっと答えていただきたいなと思うんですけれども、答えられませんか。
- ○尾崎 幹委員長 執行部、いかがですか。

補佐、お願いします。

**〇寺田補佐** 上告と上告受理申立てについては、委員おっしゃるとおり理由が違うというところで手続の違いになっています。

上告のほうは、憲法違反や法律に定められた重大な訴訟手続の違反理由がある場合にやるものでありまして、 上告受理の申立ては、判例違反、その他法令の解釈に関する重要な事項を含むことを理由とする不服申立て手 続ということになっております。

今回、これが具体的に何が該当するかというのはちょっと差し控えさせていただきたいと思うんですけれども、この理由の違いによって2つの手続を同時にさせていただきたいという議案になっておりますので、ご理

解お願いしたいと思います。

- 〇尾﨑 幹委員長 瀬﨑委員。
- ○瀬崎伸一委員 恐らくこれぐらいの答えまでだろうなとは思っておったんですけれども、何となく今回この控訴審を受けての上告となった場合の、今までの説明を聞いている限りでは、法律違反を問うような話でもないような気もするんですけれども、そこもやっぱり問いにいかないといかんのかな、どうなのかなというところで、そこの判断をするのは結局は最高裁が判断することではあるので、受理しません、棄却しますという判断であれば両方申し立てておくべきとも思うんですけれども、やったらあかんと言うておるわけじゃなくて、何となく今回やりたいことの正式としては上告受理申立てのほうなのかなという気がするんですけれども、やっぱり両方やっておいてちゃんとこちらの主張としてはするべきものと判断したということですよね。恐らく。ですで答えていただければそれでもう。
- **○尾崎 幹委員長** 執行部の課長補佐では無理やな。

今の質問に対して。

副市長。

- **〇立花副市長** 議案に書かせていただいているとおりで、必要と思いましたので上げさせていただきました。
- 〇尾﨑 幹委員長 瀬﨑委員、いいですか。

他にございませんか。聞いてください。法令遵守ですよ。聞いてくださいよ、知らないことは。 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇尾﨑 幹委員長** 以上で付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて採決に移る前に、委員の皆さんで討議をしたい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、これより採決を行います。

お諮りします。

議案第14号、上告及び上告受理の申立てについて、原案どおり可決することに賛成の方は、起立をお願い します。

(起 立 多 数)

○尾﨑 幹委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第14号については、原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いします。

これをもちまして行政常任委員会を散会します。

ありがとうございます。

(午前11時26分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年8月7日

行政常任委員長 尾 﨑 幹